



労働災害防止計画(北海道版)のポイント



国の第1 2次労働災害防止計画 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/>)を踏まえ、厚生労働省北海道労働局が管内の労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせ、今後重点的に取り組む対策を定めた中期計画です。計画の期間は平成25年度～29年度です。

計画の目標

平成24年と比較して平成29年までに

- ◆死亡災害の撲滅を目指して**死亡者の数を20%以上減少**させる。
- ◆休業4日以上の**死傷者の数を15%以上減少**させる。

ポイント①

死亡災害の防止に重点を絞って

建設業、製造業、林業での、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」「かかり木処理を含む伐木造材による災害」の防止に重点をおいた取組

ポイント②

第三次産業の災害防止に焦点を当て

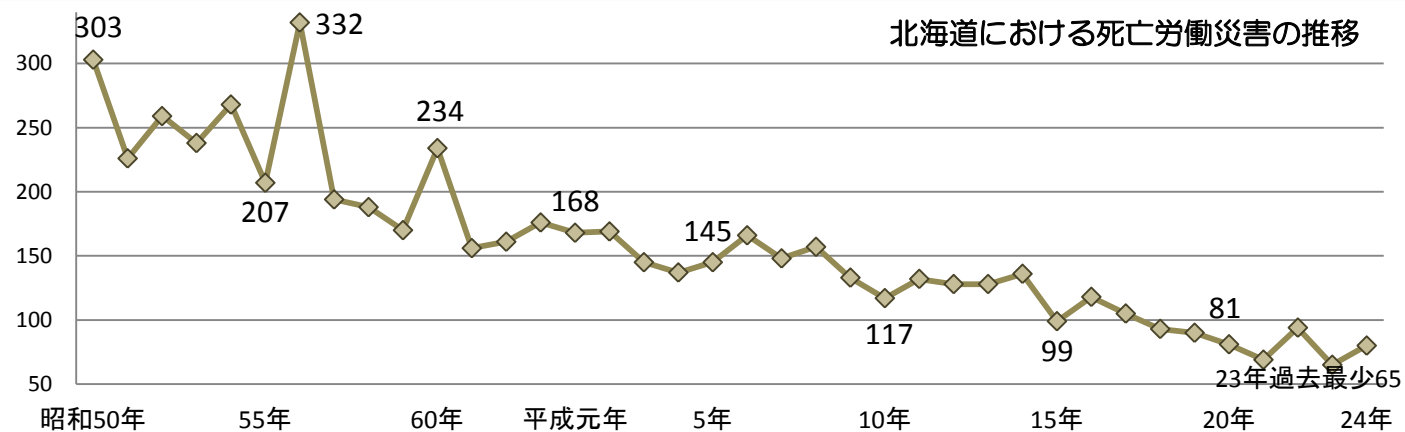
労働災害が増加している第三次産業、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」における自主的な活動の促進を図り、転倒災害防止・腰痛防止対策等の安全衛生対策を推進

ポイント③

災防団体・業界団体等と連携し

労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等と連携、協働して対策を推進

- 死亡災害は長期的に減少しているが、依然、建設業・製造業・林業で半数近くを占めている
- 休業4日以上の労働災害では建設業・製造業を中心に減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2倍以上）、労働災害に占める比率も増加



第三次産業における労働災害発生状況

業種	平成14年	平成19年	平成23年	災害増減率
第三次産業	2,294	2,841	2,535	+ 10.5%
小売業	656	718	687	+ 4.7%
社会福祉施設	118	203	289	+144.9%
全業種合計	7,827	7,462	6,422	- 18.0%

重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

建設業

- 足場に加え、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するため、法令遵守に併せて、機材・手法について普及
- 解体・改修工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底
- 現場巡視、関係請負人指導等の統括安全衛生管理の徹底

製造業

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）の促進により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

林業

- かかり木処理を含む伐木造材作業の安全対策を徹底

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

陸上貨物運送事業

- 交通労働災害防止、腰痛予防に加え、荷役作業中の労働災害防止を徹底

第三次産業

- 安全衛生管理体制の整備と安全教育の推進
- 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上
- 小売業のバックヤードを中心とした作業場の安全化
- 社会福祉施設（介護施設）における転倒災害防止、腰痛予防対策を推進

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を促進
- ストレスチェック等の取組の推進及び相談体制の整備を推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援を推進
- 事例集の活用等により職場復帰支援取組の啓発

過重労働対策

- 健康診断事後措置等の健康管理の徹底と恒常的な長時間労働の排除を促進し、過労に伴う健康障害のリスクを低減

化学物質対策

- 化学物質に関するリスクアセスメントの促進及び中小規模事業場に対する「コントロール・バンディング」の周知・普及
- 作業環境管理、作業管理・健康管理の徹底

粉じん対策

- ずい道建設工事、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業、金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策の推進
- 離職後の健康管理対策の推進

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の有害性に関する理解を図り、防止対策を普及・促進

